

## 令和元年第6回佐伯市農業委員会議事録

日 時： 令和元年6月3日（月曜日） 14時00分～14時50分

場 所： 佐伯市役所 6階 第2委員会室

出席農業委員： 1番 山田 定男 3番 市川 一清 4番 簗戸 猪文 5番 狩生 哲廣  
8番 田嶋 義生 9番 高畠 千恵美 10番 御手洗 大悟 11番 小野 隆壽  
12番 吉良 勝彦 15番 塩月 吉伸 16番 河野 周一 17番 三又 勝弘

出席農地利用最適化推進委員：佐伯3区 安藤 博 佐伯5区 清水 秀人 佐伯11区 後藤 彰  
弥生2区 出納 幸男 宇目1区 岡田 安代 蒲江1区 井川 英二 蒲江3区 松尾 孫重

欠席農業委員： 2番 小野 美智子 6番 黒岩 眞由美 7番 笏田 寿志 13番 工藤 雄一  
14番 谷川 享宏

事務局：事務局長 穴見 哲男 副主幹 山田 祐郎 副主幹 槇野 信光 事務員 井上 真吾

農林課：総括主幹 首藤 和秀 副主幹 泉 由香

大分県：南部振興局農山漁村振興部企画・農政・就農班 主任 稲垣俊和

### 議事日程

第1 欠席委員の報告

第2 議事録署名委員の指名

第3 農地案件の件数ならびに面積総括表について

第4 第18号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第19号議案 農地法第4条の規定による許可申請について

第20号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

その他 ①農用地利用集積計画（案）について（農林課）

②利用権設定の推進について（お願い）（農林課）

③農用地利用配分計画（案）の意見聴取について（農林課）

④農業委員会事務の実施状況等の公表について

事務局長：ただいまから、定刻となりましたので令和元年第6回佐伯市農業委員会を開催いたします。本日の欠席委員は、2番小野美智子委員、6番黒岩真由美委員、7番茅田寿志委員、13番工藤雄一委員、14番谷川享宏委員となっております。農業委員17名中、本日の会議の出席者は12名です。よって農業委員会会議規則第6条により会議が成立したことを報告いたします。また、農地利用最適化推進委員27名中7名の出席をいただいております。なお、先月の大分県知事許可案件につきましては、6月3日現在ではまだ許可が出ておらず、今月上旬の予定という報告を受けております。それでは会長挨拶をよろしく申し上げます。

会 長：（あいさつ）

事務局長：それでは農業委員会会議規則第4条により会長が議長になりますので、会長に議事の進行をよろしく申し上げます。

議 長：それでは議事に入ります前に議事録署名人を指名したいと思います。今回は、10番の御手洗大悟委員、それから11番の小野隆壽委員にお願いいたします。議事に入ります前に事務局から議案の説明をお願いいたします。

事務局長：議案書の2ページをお開きください。農地法第3条、件数が3件、田が1,717㎡、畑が452㎡、合計面積が2,169㎡。農地法第4条、件数が3件、田が0、畑が1,535㎡、合計面積が1,535㎡。農地法第5条、件数が3件、田が0、畑が1,031㎡、合計面積が1,031㎡。総合計の件数ですが9件、田が1,717㎡、畑が3,018㎡、総合計面積が4,735㎡、以上提案いたしますのでよろしく申し上げます。

議 長：ただいま議案書の説明がございましたけれども、よろしいですか。それでは議事に入りたいと思います。第18号議案農地法第3条の規定による許可申請について事務局説明をお願いいたします。

事 務 局：それでは説明させていただきます。申請地の位置につきましては、配布しております管内図と住宅地図を御参照ください。土地の表示、申請人、耕作面積は、議案書のとおりでございます。それでは3条の1について説明させていただきます。住宅地図の冊子1ページをご覧ください。今回の申請は、売買による所有権の移転です。申請農地は、農業振興地域内の農用地及び農地です。譲受人は、自己所有農地でミカンを作っているとのこと。農業経営に必要な農機具は所有しています。農業は譲受人夫婦の2人で行っているとのこと。農地取得後は、ミカンを作るとのこと。取得後の耕作面積は153.88aとなり、蒲江地域の下限面積20a以上となります。今後、引き続き農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと考えられます。

議 長：それでは担当の井川推進委員さんお願いいたします。

蒲江1区推進委員：意見書のとおり、何ら問題ないと思います。

議 長：担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。これより審議に入りたいと思います。3条の1番について、どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。ないようですので取りまとめたいと思います。3条の1番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）賛成多数ということで許可したいと思います。3条の2番については○番の○○委員さんが申請者本人であるということから、佐伯市農業委員会会議規則第10条の規定によって議事に参与することが出来ませんので退席をお願いいたします。

（○番○○委員退室）

議 長：それでは事務局3条の2番について説明をお願いいたします。

事務局：それでは3条の2について説明させていただきます。住宅地図の冊子2ページをご覧ください。今回の申請は、売買による所有権の移転です。申請農地は、農業振興地域内の農用地です。譲受人は、自己所有農地及び借入地でホオズキや杉苗を栽培しているとのことです。農業経営に必要な農機具は所有しています。農業は主に譲受人夫婦の2人で行っているとのことです。農地取得後は、ホオズキを栽培するとのことです。取得後の耕作面積は152.33aとなり宇目地域の下限面積40a以上となります。今後引き続き農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われま

議 長：それでは担当の岡田推進委員さんお願いいたします。

宇目1区推進委員：何も問題ないと思います。

議 長：担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。これより3条の2番について審議に入りたいと思います。どなたか質疑等ございましたら挙手をもってお願いいたします。（ありません、の声あり）特になしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。3条の2番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）賛成多数ということで許可したいと思います。それでは○○委員さん入室をお願いいたします。

（○番○○委員入室）

議 長：続きまして3条の3番について事務局説明をお願いいたします。

事務局：続いて3条の3番について説明させていただきます。住宅地図の冊子3ページをご覧ください。今回の申請は、売買による所有権の移転です。申請農地は、農業振興地域内の農地です。譲受人は、自己所有農地で米、もち米、野菜類を作っているとのことです。農業経営に必要な農機具は所有しています。農業は主に譲受人夫婦の2人で行っているとのことです。農地取得後は、米を耕作するとのことです。取得後の耕作面積は58.4aで、直川地域の下限面積40a以上となります。今後、農業を行うにあたり申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思

われます。

議 長：それでは担当の橋迫推進委員は欠席ですので、事務局意見書を読み上げてください。

事 務 局：担当の橋迫推進委員からは、特に問題ない旨の意見書が提出されています。

議 長：特に問題なしとの意見が担当推進委員さんからも上がっております。これより3条の3番について審議に入りたいと思います。どなたか質疑等ございましたら挙手をもってお願いいたします。ないようですので3条の3番を取りまとめたいと思います。3条の3番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手多数)賛成多数ということで許可したいと思います。続きまして第19号議案農地法第4条の規定による許可申請についてを事務局1番から説明をお願いいたします。

事 務 局：4条の1について説明いたします。お配りしている地図の4ページをご覧ください。申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の畑です。倉庫用地としての用途による申請ですが、昭和57年から申請者の父が倉庫を建築し使用しておりました。現在も倉庫として使用しており、今回始末書を添付しての追認申請となっております。新たに工事を行うことはありませんので周囲への被害はありません。水利権はありません。許可基準は、運用通知第2の1の(1)のカの(イ)、第2種農地の許可要件、申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することによっては当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ないと認められる場合に該当します。

議 長：それでは、担当推進委員は欠席ですので、意見書の読み上げをお願いいたします。

事 務 局：担当の宮脇推進委員からは、問題はない旨の意見書をいただいております。

議 長：それでは4条の1番について審議に入りたいと思います。どなたか質疑、意見等ございましたら挙手をもってお願いいたします。(ありません、の声あり)ありませんとの声がありましたので取りまとめたいと思います。4条の1番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手多数)賛成多数ということで承認したいと思います。続きまして4条の2番について事務局説明をお願いいたします。

事 務 局：4条の2について説明いたします。地図の5ページをご覧ください。申請地は農業振興地域内にある農用地の畑です。農地造成用地としての用途による申請です。申請地は、出水時に水没してしまうためかさ上げを行おうと考えました。申請地では1mのかさ上げを行います。隣接地に対しては間隔を空け安定勾配で盛土を行い、また、防草シートを張るため土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われます。造成後は畑として野菜類を作付けする計画です。水利権はありません。許可基準は、運用通知第2の1の(1)のアの(イ)のcの(a)、農用地の許可基準の例外規定、一時的な利用に供するものに該当します。

議 長：それでは担当の出納推進委員さんお願いいたします。

弥生2区推進委員：特に問題はありません。

議 長：担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。これより4条の2番について審議に入りたいと思います。どなたか質疑、意見等ございましたら挙手をもってお願いいたします。（ありません、の声あり）ありませんとの声が上がりましたので取りまとめたいと思います。4条の2番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）賛成多数ということで承認したいと思います。続きまして4条の3番について事務局説明をお願いいたします。

事務局：4条の3について説明いたします。地図の6ページをご覧ください。申請地は農業振興地域内にある農用地の畑です。農地造成用地としての用途による申請です。申請地は、周囲から1段低くなっているため周囲と高さを合わせようと考えました。申請地では最大1mのかさ上げを行います。隣接地に対しては高さを揃えるため土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われます。造成後は畑として柑橘類、シキミ、ウコン等を作付けする計画です。許可基準は、農用地の許可基準の例外規定、一時的な利用に供するものに該当します。

議 長：それでは担当の松尾推進委員さんお願いいたします。

蒲江3区推進委員：特に問題はないと思います。

議 長：担当の推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは4条の3番についてこれより審議に入りたいと思います。どなたか質疑、意見等ございましたら挙手をもってお願いいたします。ないようですので取りまとめたいと思います。4条の3番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）賛成多数ということで承認したいと思います。続きまして、第20号議案農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局1番から説明をお願いいたします。

事務局：5条の1について説明いたします。地図の7ページをご覧ください。申請地は佐伯市役所弥生振興局から300m以内の区域内にある第3種農地の畑です。駐車場用地としての用途による申請です。現在譲受人には駐車スペースがなく路上に駐車しておりました。造成等の工事は行わず現状のまま使用するため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われます。雨水は自然浸透します。水利権はありません。許可基準は、運用通知第2の1の(1)のエの(イ)、第3種農地の許可要件、第3種農地の転用は、許可をすることができるに該当します。

議 長：それでは担当の出納推進委員さんお願いいたします。

弥生2区推進委員：特に問題はありません。

議 長：担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。これより5条の1番について審議に入りたいと思います。どなたか質疑、意見等ございましたら挙手をもってお願いいたします。ございませんか。ないようですので取りまとめたいと思います。5条の1番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）賛成多数ということで承認したいと思います。続きまして5条の2番について事務局説明をお願いいたします。

事務局：5条の2について説明いたします。地図の8ページをご覧ください。申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の畑です。一般住宅用地としての用途による申請です。借人の親である貸人の将来的な介護のため、貸人の自宅付近に新たに住宅を建築することになりました。木造平屋建て、建築面積145.74㎡の住宅を建築します。盛土等の造成工事は行わないため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われま。また、排水は合併浄化槽を設置します。水利権はありません。許可基準は、運用通知第2の1の(1)のカの(イ)、第2種農地の許可要件、申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することによっては当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ないと認められる場合に該当します。

議 長：それでは担当の清水推進委員さんお願いいたします。

佐伯5区推進委員：特に問題ありません。

議 長：担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。これより5条の2番について審議に入りたいと思います。どなたか質疑、意見等ございましたら挙手をもってお願いいたします。ないようですので取りまとめたいと思います。5条の2番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）賛成多数ということで承認したいと思います。続きまして5条の3番について事務局説明をお願いいたします。

事務局：5条の3について説明いたします。地図の9ページをご覧ください。申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の畑です。太陽光発電施設用地としての用途による申請です。譲渡人は高齢であることや子どもが市外に在住していることから、今後耕作を行っていくことが難しい状態となっております。申請地では、隣接する宅地と一体で384枚の太陽光パネルを設置します。盛土等の造成工事は行わず、整地のみを行った後パネルを設置するため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われま。また、雨水は自然浸透します。水利権はありません。許可基準は、第2種農地の許可要件に該当します。

議 長：それでは担当の清水推進委員さんお願いします。

佐伯5区推進委員：特に問題ありません。

議 長：担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは5条の3番について、これより審議に入りたいと思います。どなたか質疑、意見等ございましたら挙手をもってお願いいたします。ないようですので5条の3番についてこれより取りまとめたいと思います。賛成さ

れる方の挙手を求めたいと思います。(挙手多数)賛成多数ということで承認したいと思えます。農地法の第3条の3件については、佐伯市農業委員会として許可したいと思えます。農地法第4条、第5条の3件ずつについては多数の意見を付して知事に進達したいと思えます。これより10分間休憩に入りますが、一番最後にその他で報告しようと思ったんですが、資料の最後に転用基準の概略というのがあります。ここで説明しておきます。今、井上さんからの説明で農地法の許可基準を言っていますがこれなんです。前に私が県で使っていた冊子を皆さんにお配りしたと思えますけれども、この1枚の方が見やすいので、これを委員会ごとに毎回持って来てこれで見てください。事務局長。

事務局長：議案書の3ページの1番の下限面積が40aとなっておりますが20aに修正をお願いします。

議長：いいですか。蒲江20aです。それではこれより40分まで休憩いたします。

(休憩)

議長：それでは再開します。その他の議案に入りたいと思えます。農用地利用集積計画(案)について農林課泉さんお願いいたします。

農林課：農林課の泉です。よろしくお願いいたします。前回の定例会でお願いしておりました利用権の新規掘り起こしと再設定について取りまとめいただいたものを農用地利用集積計画(案)として作成いたしましたので審議をお願いいたします。今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は18件となっております。お手元の農用地利用集積計画(案)を御確認ください。表紙裏の一覧表をご覧ください。契約期間ごとの合計を読み上げます。契約期間1年が4筆で4,239㎡、契約期間4年が1筆で982㎡、契約期間5年が2筆で2,585㎡、契約期間10年が11筆で10,125㎡、これらを合計すると18筆で17,931㎡となっております。なお、各契約の詳細につきましては次ページ以降に掲載しておりますので御確認をお願いいたします。利用権の設定等を受ける者が公社の分につきましては、農地中間管理事業を通しておりますので、後程農用地利用配分計画(案)の方で説明がございます。以上の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思えますので御審議の程よろしくお願いいたします。

議長：ただいま農用地利用集積計画(案)について説明がございました。どなたか質疑等ございましたら挙手をもってお願いいたします。よろしいですか。それでは、農用地利用集積計画(案)について賛成される方の挙手を求めたいと思えます。(挙手多数)賛成多数ということで承認したいと思えます。続きまして利用権設定の推進についてお願いいたします。

農林課：次に利用権設定の推進についてです。満期が到来する利用権の再設定の推進と新規掘り起こしをお願いしているところではありますが、満期到来者分につきましては、該当する委員の方にリストを添付しておりますので、相談等受けた場合は御協力の程よろしくお願いいたします。なお、設定用紙が必要な場合は御連絡いただければお届けいたしますので御連絡をお願いいたし

ます。今回の書類の締め切りは6月14日金曜日とさせていただきます。書類の提出については、農林課又は各振興局へお願いいたします。

議 長：今月の締め切りは6月14日となっておりますのでよろしくお願いしたいと思います。続きまして農用地利用配分計画（案）についてお願いいたします。

農 林 課：農林課の首藤です。それではお配りをしております農用地利用配分計画（案）に沿って説明をさせていただきます。表紙をめくっていただきますと集計表となっておりますのでご覧ください。今回の案件は、令和元年8月1日開始分です。内容としましては、契約期間5年の田、1筆950㎡、契約期間10年の田、10筆9,201㎡、合計11筆10,151㎡となっております。詳細につきましては2枚目から借受者氏名、土地所有者氏名、農地情報等を記載した農用地貸付調査を添付しておりますので御確認ください。簡単ですが以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長：ただいま農用地利用配分計画（案）について説明がございました。どなたか質疑等ございましたら挙手をもってお願いします。ないようですので取りまとめたいと思います。農用地利用配分計画（案）について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）賛成多数ということで承認したいと思います。続きまして、農業委員会事務の実施状況等の公表について事務局から説明をお願いいたします。

事 務 局：別紙1と別紙2というのがありますので、別紙2は平成30年度の目標に対する実績となっております。別紙1は平成31年度、4月からということで平成31年度の目標ということで計画を挙げております。昨年度との違いがありますのは、別紙1を1枚めくってください、担い手への農地の利用集積・集約化で活動計画が、人・農地プランの実質化の推進ということで今年度から活動をお願いしますというのが国や県から来ると思うので、それを踏まえた中での活動になるかと思っておりますので計画の中に入れております。それと、新規参入の所でちょっと感じるところが、この頃は県外・市外の方が多くなっています。新規参入者をサポートをしながら、佐伯市の農業を頑張っていきたいというところもありますのでそういう所を入れております。この案をもって今年の計画として出していこうかと思っておりますのでよろしければこれで進めたいと思うのですがどうでしょうか。

議 長：事務局の事務の実施ということで、別紙2の方が平成30年度の活動実績です。それから別紙1の方が今年の4月からの我々の活動計画というふうになっています。今、局長が言われたように人・農地プランとか農地パトロールということが、この活動計画の中に挙げてますけども、これは実質やられている活動ですので、そのまま記入させていただきました。先程、冒頭私が全国大会の話をしましたけれども、全国大会の中でも人・農地プランの実質化に向けた推進体制の整備・強化ということが挙げられています。人・農地プランの実質化にあたっては市町村長が中心となって農業委員等々が推進するチームなどの体制作り、その活動について国も支援しますということです。先程言いましたこの別紙1活動計画これに沿って行いますので、よろしくお願いしたいというふうに思います。何か聞きたいことがございましたら、委員さんの中



で誰でも結構です。よろしいですか。ないようですので、今年はこの目標に向かってやっていきたいと思います。これで全ての議案が終了いたしました。

17 番委員：これもちまして令和元年第 6 回佐伯市農業委員会総会を終了いたします。

(14 時 50 分閉会)